

【令和8年度】

※4月以降の転居が対象 子育てにやさしいまち“ふくおか”

【概要版】

三世代同居・近居住替え支援助成金

三世代での同居や近居をするための転居を支援するため、住宅取得（購入）費や民間賃貸住宅の家賃、引越し費用等を助成します。

三世代同居・近居のための転居に、組み合わせ可能な助成で支援

最大125万円

助成対象経費
合計額の1/2



住宅取得(購入)費
(子育て世帯or親世帯等)

20万円×最長5年間
(最大100万円)



引越し費用等

基本額20万円
(多子世帯は5万円上乗せ)

+



民間賃貸住宅家賃
(子育て世帯or親世帯等)

10万円×最長5年間
(最大50万円)

多子世帯とは



子ども※や妊娠している者の子が
2人以上いる世帯

※18歳に達する日以降の
最初の3月31日までの間にある者

同居とは



子育て世帯と親世帯等が
同居すること

近居とは



子育て世帯と親世帯等の住居が
直線距離で1.2km以内

本助成事業を利用し、
住宅購入の際に住宅ローン
【フラット35】地域連携型を
利用する場合、金利引き下げ
(当初5年間年▲0.5%)を受ける
ことができます。

※R8.5.1からご利用可能

助成対象：令和8年4月1日(水)以降に転居した世帯
募集期間：令和8年4月1日(水)～令和9年2月28日(日)【必着】まで
申請期間：転居日から1年以内

※令和8年3月31日(火)までに転居した子育て世帯については、「令和7年度の子育て世帯住替え助成事業」の要件で助成します。申請期間は転居日から5か月以内です。詳細はホームページでご確認ください。

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。
※①住宅取得費と②民間賃貸住宅家賃の2年目以降の継続助成については、毎年度申請が必要です。

■ 助成金の申請期限・お支払いについて

※認定申請は
フラット35利用の場合のみ必要



認定申請 【フラット35・地域連携型】を利用して住宅を購入する方 ※転居前の申請

(※R8.5.1からご利用可能) 本事業（三世代同居・近居住替え支援事業）の助成対象となる世帯の要件に該当する方は、住宅購入の際に住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、金利引き下げ（当初5年間年▲0.5%）を受けることができます。

○申請期限：転居予定日の3か月～1か月前

※申請は、原則令和9年2月28日までに転居・交付申請が可能な方に限ります。

【フラット35・地域連携型】を利用せず住宅を購入する方・民間賃貸住宅等へ転居する方は、認定申請（転居前の申請）は不要です。転居後の交付申請のみ申請してください。

※【フラット35】地域連携型利用申請書の提出が必要です。必要書類の詳細は福岡市ホームページをご確認ください。

※【フラット35】地域連携型利用対象証明書の発行には期間（2か月程度）を要しますので、期間に余裕をもってご申請ください。

《フラット35の詳細について》

- ・住宅金融支援機構のホームページ（www.flat35.com）
- ・お客様コールセンター（0120-0860-35 / 祝日・年末年始以外 9:00～17:00）

交付申請 助成金の申請をする方 ※転居後の申請

申請期限：転居日（実際に引越しをした日）から1年以内【書類必着】

※1年以内でも、令和8年度の申請は令和9年2月28日(必着)までとなります。

○すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。

（申請時に支払いが完了していない経費については、助成対象となりません。）

○交付申請から助成金支払いまでは、3～4か月程度の期間を要します。

■ 注意事項

- 助成対象となる世帯の要件についてご確認いただき、助成金の支給要件に該当するかご不明な点がある場合は、お問い合わせください。
- 申請はオンライン、窓口または郵送で受け付けます。必要書類は福岡市ホームページでご確認ください。
- 市役所の開庁日以外はオンライン申請での受付のみです
- 窓口での相談・申請は、予約が必要です。事前に電話連絡で予約いただきますようお願いいたします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先

福岡市役所 住宅計画課 三世代同居・近居住替え支援事業担当

(市役所本庁舎3階) ※各区役所での相談・申請の受付はできません。

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4279（平日 9:00～12:00/13:00～17:00）

MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

HP：https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sansedaisumikae.html



福岡市 三世代同居・近居住替え支援

検索



三世同居・近居住替え支援事業

① 住宅取得費助成

三世同居・近居のため、5年以上の住宅ローンを利用して自ら居住する住宅を取得（購入）した子育てまたは親世帯等に対し、

最大100万円（基本額20万円を最長5年間）を助成

② 民間賃貸住宅家賃助成

三世同居・近居のため、民間賃貸住宅へ転居した子育て世帯または親世帯等に対し、

最大50万円（基本額10万円を最長5年間）を助成

③ 引越し費用等助成

三世同居・近居のための住宅購入または賃貸住宅等へ転居した子育てまたは親世帯等に対し、

最大25万円（対象となる経費合計の1/2、基本上限額20万円が多子世帯は5万円加算）を助成

■ **助成対象となる世帯** ※下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

| 助成対象となる世帯の要件 | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ○ 子育て世帯は、以下のいずれかに該当すること（転居後の住宅への入居時点） ・扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯 ・妊娠している方がいる世帯（転居日時点で母子手帳の交付を受けていること） |
| <input type="checkbox"/> | ○ 親世帯等は、子育て世帯の親又は祖父母であること |
| <input type="checkbox"/> | ○ 市内で三世での同居又は近居を行う世帯であること（近居は直線距離で1.2km） ※子育て世帯の転居前・転居後住宅の契約者となる者は、子の扶養義務者に限ります。 ※子育て世帯と親世帯等がともに市外から転入する場合は対象外です。 <転居前の住宅（①・②・③共通）> ○ 転居前の住宅に家賃の滞納がなく、申請者または同居者が所有する持ち家でないこと ※持ち家からの転居は、申請時点で処分（売買・解体等）済みの場合や、離婚・配偶者からの暴力等を理由に別居する場合のみ対象です。 <転居後の住宅> |
| <input type="checkbox"/> | ① 住宅購入費助成の対象住宅：5年以上の住宅ローンを利用して自ら居住するために購入した住宅 （助成対象は住宅を購入した世帯） ② 民間賃貸住宅家賃助成の対象住宅：申請者または同居者が所有者と賃貸借契約を締結し家賃を支払う民間賃貸住宅 （助成対象は契約を締結した世帯） ③ 引越し費用等助成の対象住宅：以下のいずれかの住宅 （助成対象は転居を行った世帯） ・自ら居住するために購入した住宅 ・申請者または同居者が所有者と賃貸借契約を締結し家賃を支払う民間賃貸住宅または公営賃貸住宅（公営住宅は除く） ・子育て世帯又は親世帯等が既に所有・賃貸する住宅（同居する場合） |
| <input type="checkbox"/> | ○ 生活保護等を受給していない世帯であること※1 |
| <input type="checkbox"/> | ○ 本転居で、同じ内容の他の補助金を受給していない世帯であること 例：住居確保給付金※1 |
| <input type="checkbox"/> | ○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がない世帯であること※1 |
| <input type="checkbox"/> | ○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）※1 |
| <input type="checkbox"/> | ○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること※1 |
| <input type="checkbox"/> | ○ 過去に本要綱や子育て世帯市内引越し応援事業、子育て世帯住替え助成事業に基づく助成金を受けていない世帯であること※1 ※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立による転居等、世帯構成人員の増減がある際は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。 |

※1 別世帯の配偶者（単身赴任等）や、世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方についても要件の合致について確認を行います。

■ **転居後の住宅の要件** ※下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

| 転居後の住宅の要件 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|-------|-------|-------|----|----|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| <input type="checkbox"/> | ○ 表に定める専用面積を有する住宅であること※2 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住戸専用面積</td> <td>30㎡以上</td> <td>40㎡以上</td> <td>50㎡以上</td> <td>57㎡以上</td> <td>66㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉 ア. 6人を超える場合は次の算出式で計算する。 住戸専用面積 = (10㎡×世帯人数+10㎡)×0.95 イ. 妊娠中の者は2人とする。（妊娠中の子ども世帯人数に数えます。） ウ. 子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3歳未満…0.25人 / 3歳以上6歳未満…0.5人 / 6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。 (式) 世帯人数2～4人・・・10㎡×世帯人数+10㎡ 4人を超える・・・(10㎡×世帯人数+10㎡)×0.95 エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。 オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p> | 世帯人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 住戸専用面積 | 30㎡以上 | 40㎡以上 | 50㎡以上 | 57㎡以上 | 66㎡以上 |
| 世帯人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | | | | | | | | | |
| 住戸専用面積 | 30㎡以上 | 40㎡以上 | 50㎡以上 | 57㎡以上 | 66㎡以上 | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | ○ 昭和56年6月1日以降に建築され、かつ新耐震基準を満たす住宅であること ただし、耐震改修工事を実施している場合または耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。 (※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。) | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | ○ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること | | | | | | | | | | | | | |

※2 転居後の住宅の専用面積については、別世帯の配偶者（単身赴任等）や世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方を含めた世帯人数での要件を満たしているかを確認します。

■ **引越し費用等助成の対象となる経費** ※申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）へ支払いを完了している経費

| | 助成対象となる経費 | 助成対象とならない経費 |
|-------|---|---|
| 初期費用等 | ○登記費用 ○礼金 ○鍵交換費用 ○転居前の住宅に係る原状回復費用 ○転居前住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 ○建物仲介手数料 ○家賃債務保証料 ○住宅保険料（火災保険等） | ×敷金 ×駐車場仲介手数料 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 ×その他左記に定めるもの以外の費用 |
| 引越し費用 | ○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限り）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用 | ×引越し業者等が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金 |

注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている
② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている
⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。
※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

申請にあたっては、ホームページに掲載の必要書類・申請の手順について必ずご確認ください。

必要書類を写真で提出するオンライン申請が便利です！

窓口申請の場合は、事前に電話での予約をお願いします。

福岡市
ホームページ→

